

1. 訪問型サービス（独自）サービスコード表

【国基準訪問サービス（国基準相当訪問型サービス）】

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者、要支援1・2 週1回程度の国基準相当訪問型サービスが必要とされた者 （1月につき 1,176単位）	×90/100
ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者、要支援1・2 週2回程度の国基準相当訪問型サービスが必要とされた者 （1月につき 2,349単位）	
ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	要支援2 週2回を超える国基準相当訪問型サービスが必要とされた者 （1月につき 3,727単位）	
ニ 初回加算 （1月につき 200単位を加算）		
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）	
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき 200単位を加算）	
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき 所定単位×137/1000を加算）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき 所定単位×100/1000を加算）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき 所定単位×55/1000を加算）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき (3)の90/100を加算）	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき (3)の80/100を加算）	
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき 所定単位×63/1000を加算）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき 所定単位×42/1000を加算）	

□ 支給限度額管理の対象の算定

⋯⋯⋯ 「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能。
※令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。